住宅改修手続きの流れ

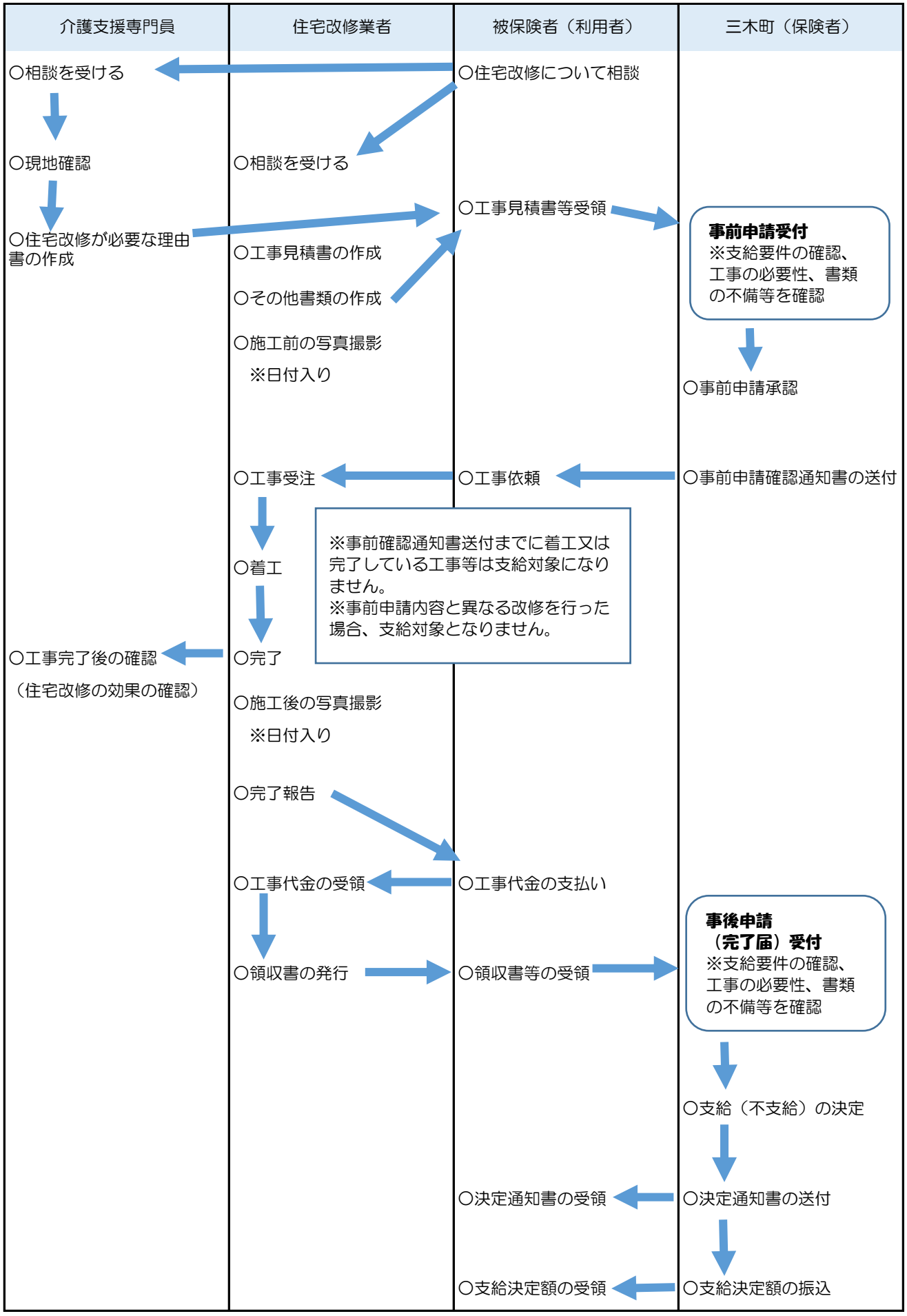
介護支援専門員
住宅改修業者
被保険者（利用者）
三木町（保険者）
○相談を受ける
○住宅改修について相談
○現地確認
○相談を受ける
○住宅改修が必要な理由書の作成
○工事見積書等受領
事前申請受付
※支給要件の確認、工事の必要性、書類の不備等を確認
○工事見積書の作成
○その他書類の作成
○施工前の写真撮影
※日付入り
○事前申請承認
○工事受注
○工事依頼
○事前申請確認通知書の送付
○着工
※事前確認通知書送付までに着工又は完了している工事等は支給対象になりません。
※事前申請内容と異なる改修を行った場合、支給対象となりません。
○工事完了後の確認
（住宅改修の効果の確認）
○完了
○施工後の写真撮影
※日付入り
○完了報告
○工事代金の受領
○工事代金の支払い
事後申請
（完了届）受付
※支給要件の確認、工事の必要性、書類の不備等を確認
○領収書の発行
○領収書等の受領
○支給（不支給）の決定
○決定通知書の受領
○決定通知書の送付
○支給決定額の受領
○支給決定額の振込